第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	一〇〇	七九			
第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	二二四	七〇			
第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	一三〇				
十七　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備					
		八七	次に掲げる送信設備 ㈠　第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備 ㈡　第四十九条の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）の送信設備	［略］	［略］
		四七	その他の無線局の送信設備	［略］	［略］
十八　［略］					
十九　［略］					

十七　［同上］					
十八　［同上］					
			定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）の送信設備	［同上］	［同上］
		八七		［同上］	［同上］
		四七	その他の無線局の送信設備	［同上］	［同上］